



令和3年第2回鶴田町議会定例会が、6月4日から11日まで会期7日間で開かれました。今定例会では、議案15件について審議が行われ、原案どおり議決（認定2件、可決6件、承認6件、同意1件）されました。また、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されましたので、令和2年度の水道事業決算、下水道事業決算について、概要をご紹介します。

概要 6月定例会

# 議会の



## 6月定例会

### 議決された 議案

- 議案第38号 令和2年度鶴田町水道事業決算認定について
- 議案第39号 令和2年度鶴田町下水道事業決算認定について
- 議案第40号 令和3年度鶴田町一般会計補正予算(第1号)案
- 議案第41号 鶴田町町税条例の一部を改正する条例案
- 議案第42号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第43号 鶴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第3号 令和2年度鶴田町一般会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第4号 鶴田町町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第5号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第6号 鶴田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第7号 鶴田町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第8号 鶴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

## 水道事業決算

収益的収入および支出	令和2年度	令和元年度
水道事業収益	324,228,823 円	305,212,647 円
水道事業費用	258,456,558 円	253,007,316 円
当年度純利益	60,055,995 円	45,664,311 円
当年度未処分利益剰余金	516,399,256 円	456,343,261 円
資本的収入および支出		
資本的収入	73,500,000 円	35,760,000 円
資本的支出	134,892,243 円	142,227,154 円
資本的収支不足額	91,392,243 円	89,477,154 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額91,392,243円は、過年度分損益勘定留保資金62,364,951円、当年度分損益勘定留保資金23,311,022円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,716,270円で補填した。

## 下水道事業決算

収益的収入および支出	令和2年度	令和元年度
下水道事業収益	711,904,436 円	736,646,061 円
下水道事業費用	551,553,487 円	582,412,875 円
当年度純利益	159,351,722 円	153,499,025 円
当年度未処分利益剰余金	107,203,197 円	52,148,525 円
翌年度繰越利益剰余金	107,203,197 円	0 円
資本的収入および支出		
資本的収入	79,797,870 円	81,985,363 円
資本的支出	450,167,182 円	450,043,080 円
資本的収支不足額	370,369,312 円	368,057,717 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額370,369,312円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

一般  
質問

6月定例会一般質問の  
要旨をお知らせします

澤田 武彦 議員

所属会派 令明会

①町申請書類等の申請者押印省略と地方行政事務のデジタル化について

国は、行政事務の申請手続等について印鑑押印の省略化と電子化によるペーパーレス化にデジタル庁を設置する計画であるが、当町における住民からの申請書類等手続きについて、印鑑押印の省略化は、どの範囲で実施しているのか。また、国のデジタル化に伴い地方の日常生活がどのように変わるのか伺います。

答弁 町長

国は、令和2年7月17日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2020、いわゆる骨太の方針の中で、新たな日常の実現を目指し、行政手続の抜本的なオンライン化、書面、押印、対面主義の脱却を目指して

います。また、同日に閣議決定した規制改革実施計画の中で、行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直し、オンライン利用率の大胆な引上げ、地方公共団体のデジタル化等に取り組むこととしました。国では、令和2年12月18日に地方公共団体における押印見直しマニュアルを策定し、押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示し、地方公共団体へも押印の見直しを求めています。町では、国のマニュアルに沿って、本人確認などのために押印を求めることの合理性やオンライン申請などの代替手段の有無といった判断基準に従い、他の自治体の例も参考にしながら、現在税務関係書類の押印を廃止するなど、押印見直し作業を進めております。

する法律では、令和7年度を目標準時期として、地方公共団体の情報システムの標準化に向けた取組が進められます。情報システム等の共同利用が進むことで、住民基本台帳や税務等の基幹システムの維持管理や制度改正時の改修等に係る地方公共団体の負担が軽減されていくこととなります。

また、関連法では、マイナンバーカードの本人であることを示す電子証明書の機能をスマホに搭載できるようにし、銀行口座の開設や携帯電話の申込み、確定申告などの公的手続がスマホ1台でできるようになるなど、対面での手続のために役所の窓口足を運ぶ必要がなくなると、行政手続がスマホ1台でできるようになることが期待されています。

町では、デジタル社会に対応できるように、高齢者等でも対応できるようなタブレット端末の使い方や活用方法を学べる講習会の開催も計画しており、今後マイナンバーカードを利用したサービスも拡大していくことから、総務省の実証事業に参加し、住民票の写し等をコンビニで交付できるサービスを始めております。今後とも社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるため、様々な取組を進めてまいります。

(再質問)

主に税務関係を中心にハンコレスというか、改革をしていく

ということと、将来的にはスマホ1台、あるいはタブレット端末の使用で、情報を非常に身近なものにしていくということとでございませうが、このデジタル化の利便性に対するリスクというのは、情報管理の意識の欠如による個人情報漏えいとか、ハッキングによる詐欺等の危険性ではないでしょうか。これは、現に国の機関でもそのような事例はあるわけで、サーバーを国の下請の業者が韓国とか国外に設置して、それらがのつとられているという状況を見ますと、非常にこれも安全、安心なものなのかという疑問があります。

これまで政府機関においてもそのような事案が発生していることから、若い世代はまだまだしも、高齢者特に私ども含めて団塊の世代の方々は多いわけで、なかなか困難もあるし、正直恩恵には必ずしもつながらない部分もあるのかなと思いますけれども、今までのやり方のアナログ的な部分も必要と思われませんか。ぜひとも配慮された上

でのシステムが、我が町が目指すデジタル化なんだと理解してよるしいのかなというのが一つの疑問です。

それと、このように世の中が便利になると、デジタル弱者といいますが、それと非常に遠くなっていくような気がしてなりません。例えば、この間のワクワクんの予約でも、あれは電話で結構ですということでありませうけれども、もしかしたら端末でも使えたかも分からないけれども、結果としてお年寄りには不安



△6月定例会の議場

課長、どう思いますか。

**答弁** 総務課長

で、役場の前に押し寄せてきていて、これ自体が完全にデジタル弱者の最たるもので、みんなの命がかかっているわけですから、命は平等に、公平にということ、安心、安全は配慮されなければいけないところでございます。そういったところで置いていかれるというような懸念が、私心配するところであります。つまりサービスの部門で便利になることによつて郵便局とか金融機関、農協などのソフトの部分が統廃合になっていく。その結果、車でない、ここから五所川原とか、弘前まではないにしても、そういった類のものになってくる。そのうち年いって免許返納となつたら、これは大変な話です。どこもかしこもデジタル化イコール多分職員削減という捉え方で、このデジタル弱者が置いていかれるんじゃないかと、私の聞きたいところの肝はそこなんです。

やはりこれまで同様に窓口サービス部門もしっかりと残していただき、ただ単純に防災無線でががんしゃべればよいというものでもないし、一方的な広報でなくて、広聴も含めて意見を吸い上げるといふところも大事などころであるし、そういう意味では職員の削減イコール省力化、改革、それも分かりますけれども、大事な部分はひとつ精神として、小さい町であつても鶴田町からではなくしてほしくないと思えますけれども、総務

確かに情報通信技術が発展してきますと、セキュリティの問題というのは必ず出てくるものだと思います。それぞれ今でもいろいろ対策を施しておりますが、ハッカーとかとのいたちごつことというような状況になっているのが現状だと思っております。

国のほうでは、新設するデジタル庁のほうでサイバーセキュリティの実現ということ掲げており、専門チームの設置、システムの監査とかを行うこととしております。そういう面も含めながら、国、県等と歩調を合わせながら、セキュリティ対策、それから情報管理を徹底してまいりたいというふうと考えております。

また、デジタル社会への対応が難しい高齢者にとりましては、恩恵というのとはなかなか少ないのかもしれないけれども、社会全体がシステム化することで事務処理のスピードが上がるれば、間接的にはサービスの向上につながるのかなというふうを考えております。

それから、デジタル化されて、全てをデジタルで済ませるといふわけではなくて、当然窓口での対応も必要になってくることと思えます。デジタル化されたから職員を削減するとかは今のところ考えておりませんし、これまでどおり窓口で親切、丁寧

な対応に努めていきたいというふうに考えております。

**小関 優議員**

所属会派 政優会

**① コロナワクチン接種について**

現状と今後の見通しをお知らせください。

**② 道の駅あるじや（鶴の里振興公社）農産物直売所について**

農産物直売所の集荷方法は、現在「農家があるじやへ運ぶ。」である。農家の高齢化が進んでいるため、「農家へ集めに回る。」方法も併せて実施する必要がありますと思われまふ。筆頭株主の鶴田町としては、どのように考えているかお知らせください。

**③ 道の駅あるじやの役目について**

道の駅あるじやには、鶴田町の産業を育成する役目があると思えます。先般、町外の業者に委託してシャインマスカットのワインを新たに作りました。鶴田町の産業育成の

ため、町内にあるワイナリーを活用する方法が良いと思えますが、筆頭株主の鶴田町としてはどのように考えているかお知らせください。

**答弁** 町長

町では、新型コロナウイルスのワクチンが届けられた際に、速やかに接種につなげ、順調に進めていけるよう、健康保険課内に新型コロナウイルスウイルスワクチン接種対策班を設置し、接種券の作成、予約・相談窓口の設置、衛生資材の確保などに取り組み一方、個別接種を行う4か所の医療機関との連携を強め、集団接種を行う豊明館でのリハールを行いつつながら接種体制を整えてまいりました。

4月当時、ワクチンの配分は、県が各市町村の準備状況を見て行うこととされ、町には米国のファイザー社のワクチンが4月25日に1箱、4月30日に1箱届けられました。この2箱は、975人が2回接種できる数量であつたことから、クラスターの発生が懸念される高齢者施設入所者等808人を優先し、4月26日から接種を始めており、現在約9割の方が2回目の接種を終え、残りの方も順次接種を終える予定となっております。



△ワクチン接種の窓口予約のようす

その後少しづつワクチンの供給情報が得られたことから、高齢者施設入所者以外の高齢者4,266人を対象に、5月17日から専用電話と会場を設け、予約受付を開始したところ、電話が混み合い、つながりにくく、会場に何度か足を運ばれた方もいるなど、ご不便やご迷惑をおかけしております。

これまで約9割、3,771人の方から予約をいただいておりますが、より多くの方々に接種していただけるよう、引き続き予約を受け付けし、併せて民生委員や介護事業所にご協力をいただき、高齢者宅訪問も行うこととしております。



△今年行われた「あるじゃ 20周年祭」のようす

集荷につきましては、人員の配置や運搬車両に伴う経費負担や集荷時間帯等、多くの検討課題があり、特に経費の負担が大きな課題となっていることか

ら導入に至っていないとのことであります。なお、津軽エリアのほかの道の駅では集荷を実施していない、または実施しているものの、今後は廃止の方向に向かっている状況であるそうです。

町としましては、農産物直売コーナー友の会の会員との合意形成を図った上で、農産物直売所の品揃えの充実および会員の所得向上につながるよう、集荷方法などについても検討してほしいと考えております。

最後に、鶴の里振興公社の役員についてありますが、鶴の里振興公社の株主総会で提出されております事業および営業計画に、地元農産物を利用した加工品の開発、製造とあります。

これを踏まえ、公社ではこれまで町の特産品の一つであるスチューベンブドウを活用したワインの製造、販売を行ってまいりました。近年消費者の大粒ブドウの人気が高まるにつれ、当町のブドウ農家でも大粒ブドウの作付面積が急激に増えています。特にシャインマスカットの生産量が年々増加していることから、公社の新たな商品開発としてシャインマスカットワインの製造、販売を企画したところですが、これは、あくまでも商品の消費動向を見極めるための試みであると聞いております。

今回製造したシャインマスカットワインは、1本5,000円で販売されましたが、3日間で完売したことから、今後安定

した商品の販売拡大を検討していると報告を受けています。町の特産品の一つとしてシャインマスカットワインの製造加工を委託する際は、高品質な商品としての規格や製造する数量等について委託先と十分協議して決定することから、委託先の一つとして町内にあるワイナリーが活用できるものについては活用すべきであると考えております。

基本的には商品に関して、駅長がかなり選定に関与していると思います。駅長の採用に当たっては、どのような方法を取っているのか。また、筆頭株主として意見を言えるのかどうか、お知らせください。

道のあるじゃについてです。基本的に商品に関して、駅長がかなり選定に関与していると思います。駅長の採用に当たっては、どのような方法を取っているのか。また、筆頭株主として意見を言えるのかどうか、お知らせください。

筆頭株主として意見も言えるということですので、もし仮に筆頭株主の町の方針として、ワインを作るのは町内の業者も選択先の一つとして選び、入札ではないけれど、どちらの品質がいいのか、価格的にどうなのか、数量がどうなのかを比べ、発注していただきたい。もし駅長の判断で勝手に町外の業者に頼むようなことがあるのであれば、今後は人事についても、駅長を替えるとか、そのような意見も述べていくということによろしいです。

あと、町、筆頭株主として意見が言えるのかということはいえ、それは意見を申し述べることは可能だというふうに私はしては考えております。

駅長の採用については私も、その当時は担当の課にいませんので、詳しくは存じ上げませんが、駅長として働く能力とか、経験のある方を吟味しながら、打診をして、本人の意向を確認した上で、筆頭株主も含め公社のほうで諮って採用になったのではないかなというふうに考えております。

商品の製造 新しく開発するものとかにつきましては、当然社長の同意も得て進んでいるものと思っております。ただ、町としましては十分町の業者で対応できるものについては活用すべきであるという方針に変わりないので、そこについては意見として申し述べていきたいというふうに考えてございます。

商品の製造 新しく開発するものとかにつきましては、当然社長の同意も得て進んでいるものと思っております。ただ、町としましては十分町の業者で対応できるものについては活用すべきであるという方針に変わりないので、そこについては意見として申し述べていきたいというふうに考えてございます。

商品の製造 新しく開発するものとかにつきましては、当然社長の同意も得て進んでいるものと思っております。ただ、町としましては十分町の業者で対応できるものについては活用すべきであるという方針に変わりないので、そこについては意見として申し述べていきたいというふうに考えてございます。

筆頭株主として意見も言えるということですので、もし仮に筆頭株主の町の方針として、ワインを作るのは町内の業者も選択先の一つとして選び、入札ではないけれど、どちらの品質がいいのか、価格的にどうなのか、数量がどうなのかを比べ、発注していただきたい。もし駅長の判断で勝手に町外の業者に頼むようなことがあるのであれば、今後は人事についても、駅長を替えるとか、そのような意見も述べていくということによろしいです。

筆頭株主として意見も言えるということですので、もし仮に筆頭株主の町の方針として、ワインを作るのは町内の業者も選択先の一つとして選び、入札ではないけれど、どちらの品質がいいのか、価格的にどうなのか、数量がどうなのかを比べ、発注していただきたい。もし駅長の判断で勝手に町外の業者に頼むようなことがあるのであれば、今後は人事についても、駅長を替えるとか、そのような意見も述べていくということによろしいです。

筆頭株主として意見も言えるということですので、もし仮に筆頭株主の町の方針として、ワインを作るのは町内の業者も選択先の一つとして選び、入札ではないけれど、どちらの品質がいいのか、価格的にどうなのか、数量がどうなのかを比べ、発注していただきたい。もし駅長の判断で勝手に町外の業者に頼むようなことがあるのであれば、今後は人事についても、駅長を替えるとか、そのような意見も述べていくということによろしいです。

筆頭株主として意見も言えるということですので、もし仮に筆頭株主の町の方針として、ワインを作るのは町内の業者も選択先の一つとして選び、入札ではないけれど、どちらの品質がいいのか、価格的にどうなのか、数量がどうなのかを比べ、発注していただきたい。もし駅長の判断で勝手に町外の業者に頼むようなことがあるのであれば、今後は人事についても、駅長を替えるとか、そのような意見も述べていくということによろしいです。

筆頭株主として意見も言えるということですので、もし仮に筆頭株主の町の方針として、ワインを作るのは町内の業者も選択先の一つとして選び、入札ではないけれど、どちらの品質がいいのか、価格的にどうなのか、数量がどうなのかを比べ、発注していただきたい。もし駅長の判断で勝手に町外の業者に頼むようなことがあるのであれば、今後は人事についても、駅長を替えるとか、そのような意見も述べていくということによろしいです。